



## 災害と資料保存活動の課題 —新潟県中越大地震を 中心に—

### はじめに

2004(平成16)年10月23日(土)午後5時56分、新潟県中越地方を震源とするM6.8(最大震度7)の地震が発生した。私は震源地からおよそ90km離れた新潟市内の職場に居た。今から10年前の阪神淡路大震災の数ヵ月後に起こった新潟県北部地震を経験している筆者は、細かい振動が続き、これは大きな地震が来ると直感したその瞬間、大きな縦揺れに襲われた。当館は閉館後であったため、来館者には影響がなかったのが幸いであった。数分後には中越地方を震源とする大規模な地震であったことがわかったため、長岡の状況を確認すべく県立歴史博物館に連絡をとったが、すぐに電話回線が不能になった…。

この大地震の被害の甚大さは周知の通りであり、被災地域では、古文書をはじめとする地域資料や文化財産の消滅や散逸の危機に瀕していた。新潟県内では、その後歴史資料の救済保全活動が展開され、現在も被災史料の移動作業や整理作業が行われているほか、震災後半年以上経っても所在が不明確な被災資料の確認調査<sup>(1)</sup>も継続している。これまでの史料救済活動の経過と成果については、新潟歴史資料救済ネットワーク(以下、新潟資料ネットと略称)<sup>(2)</sup>、山本幸俊氏<sup>(3)</sup>・中川浩宣氏<sup>(4)</sup>の論考に詳しく述べられているので、そちらを参照して欲しい。ここでは、この活動を通して浮き彫りになった課題について、この問題に対して主に新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(新史料協)の委員として関わり、学芸員・アーキビスト等自治体に所属する専門職員として研究に携わる立場から、災害時の史料保存活動のあり方について述べてみたい。

## 史料保存機関職員としての取組みと課題

自治体に属する専門職員としての、災害発生時からの大きな課題は、資料保全救済活動を行うにあたって、県内の史料保存機関関係者がいかにしてスムーズな行政的対応・支援体制を構築できるかという点にあった。これは、中越地震の3ヶ月前に発生した平成16年7月の7・13水害における反省に立っている。この時には、水害という災害事情から緊急救助的な初動対応が難しく、事態を静観せざるをえなかった。水害発生から10日後の7月23日に、ようやく県教育庁文化行政課長と県立文書館長の連名で「水害に伴う『文書等』の取り扱いについて(お願い)」(「教文」第595号)という文書を、関係市町村文化財主管課長宛に出すことができたような状況であった。

地震に際しては、発生から約1週間後の11月2日、同じく文化行政課長・文書館長名で「被災『文書等』の取り扱いについて(お願い)」(「教文」第970号)が、関係市町村文化財主管課長宛に送付された。ここでは地震の被害を受けた古文書・本・アルバム・軸額・美術品等について、復旧業務に忙殺されている中、誠に恐縮だが県民の貴重な財産が消失しないよう、住民の皆様へ周知して欲しい旨を伝えている。いち早く出されたこの文書は、被災した長岡市の救済活動や12月に行われた小千谷市における新潟資料ネットの被災状況確認調査で活用された。

一方、県立文書館に事務局がある新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(以下新史料協と略称)も、県内自治体の連絡協議会の特徴を生かした救済活動に踏み出した。11月17日、新史料協会長名で「新潟県中越地震に伴う歴史的文書の保全について(要請)」(「新史料協」第25号)を、全県下の市町村歴史資料(文化財)主管課長及び市町村文書主管課長宛に送付した。その内容は、全県下の市町村の歴史的文書等の被災情報や、被災市町村の専門職員に対しての物的・人的支援のための情報を共有することであった。具体的には、

(1) 被災市町村担当課・担当者：被災状況

や被災史料に直面して困っていることを連絡してもらう。

(2) 被災市町村以外の担当課・担当者：被災市町村へ提供できる資料の一時避難場所や箱やコンテナなど移動のための道具など、ボランティア休暇などを利用して被災資料の救済活動への参加などの情報提供を求めるなどである。

さらに、新史料協は同日付で「新潟県中越地震に伴う歴史的文書の保全について(要請)」(「新史料協」第25号の2)の文書を新史料協会長名で県中越地震災害対策本部長及び各市町村災害対策本部長宛にも送付し、歴史的文書は地域の歴史の証であり、一度失えば二度と復元できないことを訴え、各市町村で展開される被災資料の保全活動についての配慮をお願いした。これに対応するかのように、県災害対策本部司令室長は地域機関の長に宛てて、「新潟県中越大震災に伴う文書・情報等の保管について(依頼)」を出しているが、震災関係公文書の保存及び安易な廃棄の禁止を通達したことは特筆すべきであろう。

しかし、こうした新史料協の積極的な働きかけに対する市町村の反応は、一部を除くと冷ややかであったといわざるを得ない。被災市町村は、被災者の日常対応や生活復旧活動に追われ、実際のところは困っていてもどうしてよいかわからないというのが実情であったと思われる。一方、被災地以外の市町村からは、一時的な保管場所や物資の提供も人的支援も、申し出は一部の自治体に限られた。

県内の自治体の職員の場合、生活支援やライフライン等技術的な支援派遣は可能であるが、文化財等資料保全活動については、本来専門性が求められるにもかかわらず、たとえボランティアであっても休暇等を取得しての救済活動の参加は認められにくい現状があるということがわかった。ところが、新潟資料ネットの救済活動に県外から参加した史料保存機関職員は、災害視察としての公務出張や専門家としてのボランティア休暇が認められ、また県立歴史博物館では、「地域の文化財救

済」が業務として認知された。

阪神淡路大震災以来、首都圏・関東、関西方面ではこうした例が見られるが、全国的に災害支援に際して、文化財・歴史資料の専門職が公的業務として派遣されることが一般化すれば、本務に専念できない被災自治体職員をバックアップし、地域資料や文化財に対する意識を高め、日常のリスク管理に繋いでいくことが可能であると考えられる。

### 資料救済活動における協働とその課題

自治体専門職員が日常業務で管轄する地域資料・文化財の範囲は、指定・登録物件、寄贈・寄託資料、自治体史編纂などの所在調査によって把握している資料などであろう。これらは基本的には目録等が整備され、資料の現状・保管状況などが分かっている筈であり、被災の場合もそれに従って確認調査をすればよい。

ところが災害に遭遇すると、この範囲外の民間個人所有に属する資料が救済対象に浮上することがある。こうした場合、自治体は(所蔵者の意志を確認した上で)その資料を積極的に救済するか否か、選択を迫られる。この上さらに仲介者が介在すると、所蔵者の意志が十分確認されない場合があり、話は複雑になる。新潟資料ネットが小千谷市の旧家から救済した資料は、この範疇に属するものであった。幸い新潟県立歴史博物館が資料の一時保管場所を提供してくれたので、事なきを得たが、被災地以外の史料保存機関が「大量」の私有財産を一時的に保管することについては、さまざまな問題や制約も明らかになった。

まず第1に、「大量」の被災資料を一時的に保管する公的施設の確保は、極めて難しいということである。たとえ空き教室であっても公的施設である以上、施設の使用は管理者が公共の優先度に照らして決定するため、自由にはならない。

次に資料に関する責任の所在である。十分な空きスペースを持っているか、「来る者は拒まず」という立場を貫く機関でない限り、た

とえ一時保管であっても、当該市町村から他市町村に資料が移動する場合は、あくまでも返却を前提しなければ引き受けられないということである。阪神淡路大震災以来問題になっていることだが、仮に所蔵者が資料を史料保存機関に預けることで厄介払いをした感覚を持ち、所蔵者が資料の保有を放棄した場合、一時保管を引き受けた機関にとって、収集方針に該当せず、理由のつかない、行き場を失った資料の処理はトラブルになるという。県立歴史博物館の場合、所蔵者と館の間に当該自治体を挟み、被災資料の一時保管場所であること、所蔵者への返却が困難な場合は小千谷市が資料を引き受けるという内容の契約を結んで対処したようだが、契約満了後の資料所蔵者問題の行方は未知数である。

こうした問題の背景には、被災資料の救済活動について、参加者間に認識のずれがあり、被災資料の残し方についての意識も違いがあるということ指摘しなければならない。ボランティアであれ公務であれ、学芸員・アーキビスト等自治体専門職員は、この活動を緊急時の一時的な保全活動と考え、いずれ収束し当該自治体の日常業務への復旧を援助することが第一義と考えよう。したがって、被災資料の状況を広く確実に把握することが重要と考えている。一方、大学等は学問的支援を第一義と考え、「研究してお返しする」という意識が強いため、継続的な活動を念頭に置いている。そして、歴史的な価値があると判断される資料は、何としても保護しようとする。

「理想」を言えば、被災した歴史資料や文化財は最大限可能な限り残したい、というのが資料救済活動に携わる我々すべての本望であることはいままでもない。文化財・歴史資料を失うことはその地域のアイデンティティを喪失することであり、こうした資料を活用することが、必ずや地域復興の原動力になるという確信を持つことは、救済活動の重要な理念である。しかし実際は、生活復旧が優先され、将来的な展望は何もない段階での救済活動になるという「現実」がある。

とりわけ民間個人所有資料の場合、その際に優先されるのは、資料救済活動に関わる者たちの「残したい」という意志ではなく、第1に所蔵者の意志—この資料をどうしたいのか？残したいのか？売りたいのか？ということである。資料の救済現場では、資料流出を防ぐために「骨董屋・古物商との闘い」が標榜される。しかし、これは生業である以上、禁止したり営業妨害することはできないし、所蔵者にとっては骨董屋や古物商が資料を売却したり引き取ったことにより、生活復旧の援助になったり、被災した家も片付くという現実もある。

それでは、どうしたらよいのか。まず、すべての資料は残せないという現実を踏まえて、緊急時に何をすべきか、どこまでを範囲として救済するのか、その守備範囲を決めることが重要と考える。それは救済活動に参加する者が持たなければならない共通認識であろう。また、緊急時の救済活動を学問的な成果につなげようとする研究活動は、長期化を視野に入れて段階的に考えるべきである。その際には一時保管場所の確保を自治体に委ねるのではなく、自らの責任で一時保管場所を用意し、資料を管理しながら研究を進める体制を整えるべきである。

被災資料の救済活動において、研究は大義名分とはならない。すべての研究者は、常にモラルと倫理性が問われていることを心して、救済活動に取り組まなければならない。これを忘れてしまうならば、戦後の史料保存運動において問題となってきた史料の略奪的調査とそれに伴う史料散逸という課題は、形を変えて繰り返すことになり、永遠の呪縛となりかねないことを警鐘しておきたい。

中越大地震における資料救済活動は、県立文書館・新史料協・県文化行政課・県立歴史博物館・新潟大学・越佐歴史資料調査会などが連携して新潟歴史資料救済ネットワークを発足させた。それぞれが自分のできることを持ち寄って役割分担し、救済活動を遂行したが、それぞれの背景事情や史料保存意識の違

いも浮き彫りになった。これを乗り越えるためには平時からのネットワークが大切であるが、そこでは史料保存の考え方を共有することが大切であろう。もし研究活動等目的のある資料救済活動を展開しようとするならば、資金や一時保管場所の確保の問題を含めて、さらにもう一步できることを自力で踏み出す努力が求められるのかもしれない。

### おわりに—日常のリスク管理を行動に移そう

前述のように、新潟県は中越大地震の3ヶ月前に7・13水害に襲われた。その史料の被災状況を調査した越佐歴史資料調査会やその後の県立文書館の活動を通じて、「災害」を念頭に置いた史料保存業務のあり方が問題として浮き彫りとなり、9月に開催した新史料協研修会でも、緊急課題として取り上げた直後の大地震であった。災害時に歴史資料や文化財とどのように向き合うべきか、あるいは被災市町村にどんな援助や協力ができるかを考えることは当然のことである。しかしその前提として、学芸員・アーキビスト・文化財担当者等史料保存機関職員は、日常業務として管轄エリア内の歴史資料・文化財・所蔵者の情報を確認・把握して置く必要があると痛感した。すなわち、各自治体毎に歴史資料・文化財の「所在確認調査」を行い、「所在情報マップ」を作成することが重要なのである。それは、こうした取り組みがあれば、災害時に被災町村職員に代って、救援に駆けつけた他自治体の職員やボランティアでも、被災資料の確認調査や救済活動の助力が可能になるからである。災害に備えるとは日常業務の延長上のことであると認識し、日頃の史料保存活動を形に表す努力が大切であると考えた。

新潟県内では地域の史料は地域で保存し・調査し・利用するという「現地（保存）主義」という理念に基づいた史料保存活動<sup>(5)</sup>が展開してきたが、今回の水害・地震はこの考え方の根幹を揺るがしかねない災害であった。すなわち、自然災害は時と場所を選ばず、圧倒的な力で地域の文化遺産を散逸させるもので

あり、現地保存主義の宿命を意識させるものでもあった。また、災害に際しては、たとえ史料保存機関が十分に役割を果たすことができたとしても、すべての歴史資料・文化財を救うことはできないという現実を直視しなければならなかった。その中で、被災資料の確認調査を行うと、「家の資料は大事なものであるから、最初に安全な場所に避難させた」とか、「家は壊れてもこれだけは大切に保管してある」というような意識の高い家も数多くあった。現地で歴史資料を保存していくためには、大きなリスクを抱えることにもなるが、こうした保存意識を持つ所蔵者の存在は、現地保存の実践にとって大変大きな援助者であるといえる。新潟県内における地域の歴史資料・文化遺産の保存・復興は、徐々に進んでいくことになるだろうが、「現地（保存）主義」のスタイルは、災害で明らかになったリスクをどのように解消できるかという新たな課題に取り組みつつ、これからも積極的に実践していくことになるだろう。

註

(1) 新潟県立文書館は、2005年夏の中越地区史料所在調査を激震地川口町で行った。また、越佐歴史資料調査会は、被災資料確認調査を現在の調査地である魚沼市守門で2004年12月に、さらに2005年5、6、8月には対象を被害が予想された魚沼市堀之内、広神地域に拡大して行った。

これらの調査により、新たな被害の発見や資料の散逸や消失の事実も明らかになったが、自治体が不要になっていた土蔵を利用して資料を保存していた例や、現在も避難生活を余儀なくされるほどの被害を受けているにもかかわらず、大量の資料を壊れた土蔵から避難させている所蔵者など、所蔵主体の熱意と努力に支えられて資料が残っている事例もあった。

これらの活動は、所蔵者の保存意識の啓発に大いに成果を上げていると思われる。

(2) 高志書院ブックレット『新潟県中越地震文化遺産を救え』（矢田俊文編 高志書院 2005年）

(3) 山本幸俊「新潟県中越地震と歴史資料保全活動」（『新潟史学』第53号 2005年）。

これは被災市町村の動向も含めて、新潟県中越地震と歴史資料の救済に関する総括的な論考になっている。

(4) 中川浩宣「新潟県中越地震現地報告—県立文書館・新史料協の動き」（全史料協『会報』第70号 2005年）

(5) 新潟県における現地（保存）主義の実践については、越佐歴史資料調査会編『地域と歩む史料保存活動』（岩田書院ブックレット9 2003年）参照。

長谷川 伸 ・新潟市歴史博物館